



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 最低賃金が1,000円時代になったとのニュースで当社のような中小企業にとって苦しい状況が続いています。最低賃金について教えて下さい。また、今後どうなるのでしょうか？

A とうとう東京の最低賃金は1,013円で1,000円を超え、全国平均でも901円となるようです。急な上昇で中小企業も大変だと思います。

当初最低賃金を急激に上げた理由は、生活保護との逆転現象を解消する為でした。経済協力開発機構(OECD)によると日本の実質の最低賃金はここ10年で20%上がり主要国では高めの伸びとのこと。一方で賃金の年収は上昇率が2%に満たず、給与は上がらないのに最低賃金だけ上がっていると感じますね。パートや非正規雇用労働者の方達の給与が上がり、正社員との格差が少なくなる「同一労働同一賃金」の考え方も入っているでしょう。

現在の最低賃金は2種類あります。

- 1) 地域別最低賃金(都道府県)
 - ・全ての労働者に適用
- 2) 特定最低賃金(特定地域内の特定産業233件)
 - ・特定地域内の特定産業の基幹的労働者に適用

主に使われるのは①の地域別最低賃金で、働く人すべてに最低賃金が適用されます。最低賃金はその名の通り「最低額」ですから、もし最低額を下回る賃金を支払う使用者が、差額を支払わなければ罰金が科されます。それを防ぐには最低賃金以上であるかを毎年チェックして下さい。

最低賃金が都道府県別に決まっているのは「地方と都市における賃金格差」を容認しているのです。全国同一の最低賃金にすべきだとの意見もあります。欧米諸国では国内一律の基準が設けられており、次の表の最低賃金となっています。

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
7.25ドル (800円)	7.2ポンド (1,080円)	8.84ユーロ (1,160円)	9.76ユーロ (1,290円)

フランスではパリに人口集中を抑制するために地域・年齢の最低賃金を無くしているそうで、そ

れぞれの国の考え方があるようです。

重度の障害者などには最低賃金の除外認定(所轄労働基準監督署で受ける)という制度もあり、障害者は安く使えるのではないかと考える方もいるかもしれませんが、除外認定は難しいのでご注意ください。

最低賃金の改正は、毎年「最低賃金審議会」で審議され決定し10月から改正されます。A～Dのランク別にして引上げ額を決めますが、地方では大都市並みの引上げが相次ぎ、特に鹿児島県では国の目安を3円上回り最低賃金790円と予定されました。

都道府県別に見ると2019年最低賃金額の高い都道府県①位は東京都の1,013円、②位神奈川県1,011円、我が千葉県は⑥位で923円となります。

この最低賃金に含まれてない賃金があります。代表的な賃金は「通勤手当」「家族手当」「精皆勤手当」です。また時間外労働をした場合の「時間外・休日労働手当」や「賞与」なども含まれません。これらは最低賃金とは別に支給しなければなりません。

このところ急激に上がる最低賃金のため、最低賃金に近い賃金を支払う業種は、飲食・小売、零細製造業、運輸業、介護事業が多いとされており、人件費が経営を圧迫している様子がわかります。経営者の方はパートの方の時間給だけ最低賃金以上であるか確認するのではなく、月給・日給の方も、所定労働時間で除した額が、最低賃金以上の給与であることを確認して下さい。

最低賃金を上げるためには「生産性向上」が必須です。「働き方改革」にも「生産性向上」が必要です。「生産性向上」により利益を上げ、残業が減っても給料は増える。そんな良いスパイラルに向かっていきたいと思います。それには、経営者だけでなく労働者も共に、今までの働き方に無駄がないか、更に付加価値を付けるためにはどうするか？を共に考えていきましょう。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】
TEL 043-273-5980